

## 1 会則

### 第一章 総則

(本支部の名称)

第1条 本支部は関西大学校友会 神戸支部と称する。

(本支部の目的)

第2条 本支部は会員相互の交誼を厚くし母校関西大学の隆盛を図ることを以ってその目的とする。

(本支部の事業)

第3条 本支部はその目的を達するために次の事業を行なう。

- (1) 母校関西大学および校友会への協力
- (2) 会員名簿の発行
- (3) 会員の懇親および慶弔
- (4) その他必要な事業

(事務局)

第4条 本支部は事務局を神戸市内に置き、本支部の事務を処理する。

### 第二章 会員

(会員の資格)

第5条 支部会員は神戸市内に住所、事業所または職場を有する者のうち、次の資格を有する者とする。

- (1) 学校法人関西大学またはその前身である法人等の設置した学校（義務教育以下の学校を除く）を卒業または修了した者
- (2) 前1号法人の役員および専任の職員
- (3) 推薦校友

(会費)

第6条 会員は会費（年2000円）を納めなければならない。

### 第三章 役員

(役員の数および任期)

第7条 本支部に次の役員を置きその任期は2年とする。

- |      |     |
|------|-----|
| 支部長  | 1名  |
| 副支部長 | 若干名 |
| 幹事長  | 1名  |
| 副幹事長 | 若干名 |
| 会計   | 2名  |

常任幹事	若干名
幹事	若干名
監事	2名
顧問	若干名
参与	若干名

(役員を選出方法)

第8条 支部長、監事は総会で会員の中から選出する。

第9条 副支部長、幹事長、副幹事長、会計、常任幹事、幹事は、支部長がこれを委嘱する。

(顧問および参与)

第10条 本支部に顧問および参与を置くことができる。

顧問および参与は役員会の議を経て支部長が委嘱する。

(支部長・副支部長・幹事長・副幹事長・会計・常任幹事・幹事・監事・顧問・参与)

第11条 支部長は会務を統轄し、総会ならびに役員会を招集し議長となる。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に支障あるときはこれを代理する。
- 3 幹事長および副幹事長は本支部の会務を執行する。
- 4 会計は本支部の会計事務を執行する。
- 5 常任幹事および幹事は本支部の業務運営を円滑にするため、支部会員相互の連絡に当たるものとする。
- 6 監事は本支部の会計を監査し、定時総会に結果を報告しなければならない。
- 7 顧問、参与は本支部の運営に関し、支部長の諮問に応ずるものとする。

#### 第四章 総会および役員会

(総会の開催)

第12条 定時総会は毎年一回これを開催する。

- 2 臨時総会は役員会で必要と認めるときこれを開く。

(総会の審議事項)

第13条 総会は次の事項を審議する。

1. 事業報告書および収支決算書
2. 事業計画書および収支予算書
3. 役員の変更
4. 会則の改正
5. その他重要事項

(総会の議決方法)

第14条 総会の議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長がこれを決

す。

ただし会則の変更は総会出席会員の三分の二以上の同意を必要とする。

(役員会の開催)

第15条 役員会は、支部長、副支部長、幹事長、副幹事長、会計、幹事、監事、顧問、  
参与によって構成し、支部運営に必要とする重要事項を審議し、議決等につい  
ては前条に準ずる。

## 第五章 会計

第16条 本支部の経費は会費および寄付金その他の収入をもってこれに充当する。

第17条 本支部の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月末日を以って終る。

### 附則

この会則は昭和62年9月25日から施行する。

(中略)

### 附則

この会則の改正は平成18年6月2日から施行する。

(関西大学校友会「組織と本部のネットワーク」ハンドブック2008に基づいて、平成  
21年4月1日に条番号、字句整理、役職名統一を行う)